

答 申 書

(答申第121号)

令和3年2月9日

福井県公文書公開審査会

第1 審査会の結論

第2の1に記載した公文書の公開請求に対して、福井県知事（以下「実施機関」という。）が一部公開決定をしたことは、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 公開請求の内容

審査請求人は、令和元年11月25日付けで、福井県情報公開条例（平成12年福井県条例第4号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、次の内容の公文書の公開請求を行った。

関西電力の役員らに多額の金品を渡していた高浜町の元助役が福井県職員にも現金などを贈っていた問題について、県の調査委員会が11月21日に発表した調査委員会報告書の基礎・根拠とされた資料一式

2 実施機関の決定

実施機関は、令和元年12月23日付け人第419号により、次のとおり公文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

[本件処分の内容]

	公文書の名称	決定内容	公開しない部分	公開しない理由
1	高浜町元助役関係調査委員会報告書（令和元年11月21日発表）の根拠および基礎資料（調査様式、調査票）	一部公開	・調査対象者の現職、氏名、署名および個人印の印影	下記理由1および下記理由4
			・調査対象者の回答内容	下記理由3および下記理由4
			・調査員の署名および個人印の印影（職員以外の者に限る。）	下記理由1
2	高浜町元助役関係調査委員会報告書（令和元年11月21日発表）の根拠および基礎資料（吉田開発㈱にかかる契約状況調〔土木部〕）	公開		
3	高浜町元助役関係調査委員会報告書（令和元年11月21日発表）の根拠および基礎資料（吉田開発㈱にかかる契約状況調〔農林水産部〕）	公開		
4	高浜町元助役関係調査委員会報告書（令和元年11月21日発表）の根拠および基礎資料（高浜町内の警備会社にかかる契約状況調〔全所属分〕）	一部公開	・高浜町内の警備会社の名称	下記理由2
5	高浜町元助役関係調査委員会報告書（令和元年11月21日発表）の根拠および基礎資料（随時監査結果報告書）	公開		

<公開しない理由>

理由1：条例第7条第1号に該当

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため

理由2：条例第7条第2号に該当

法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため

理由3：条例第7条第5号に該当

個人が、実施機関の要請を受けて、公にしないことを条件として任意に提供した情報であって、個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるため

理由4：条例第7条第7号に該当

県が行う調査に係る事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

3 審査請求

審査請求人は、令和2年2月13日、本件処分の非公開部分のうち、調査対象者の現職および回答内容ならびに高浜町内の警備会社の名称の公開を求めて実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

実施機関は、令和2年8月28日付人第636号で、条例第18条第1項の規定により、福井県公文書公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求について、諮問を行った。

第3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の非公開部分のうち、調査対象者の現職および回答内容ならびに高浜町内の警備会社の名称の公開を求めるものである。

2 審査請求の理由および主張

審査請求人が、審査請求書および意見書で述べている審査請求の理由および主張は、要約すると次のとおりである。

(1) 調査対象者の現職について

ア 条例第7条第1号（個人情報）の該当性について

本件調査は、一般市民を対象にした任意調査ではなく、福井県の歴代幹部らが元助役から金品を受け取っていたという実態を明らかにするために行われ、調査の対象である職員（退職者を含む。）は、公務員（元公務員を含む。）として、職務遂行上知り得た情報の提供に応じたのである。

よって、特定の個人を識別することができることによる、または、公にすることによる、個人の権利利益を害するおそれが、そのまま適用するものではなく、条例第7条第

1号には該当しない。しかし、同号に列挙された除外情報のハ（公務員等の職務遂行に係る情報）には該当する。

さらに、調査対象者の氏名、署名、印影を非公開にしているのだから、現職を公開にしたところで、直ちに個人識別につながるものとは考えられない。

イ 条例第7条第7号（事務執行情報）の該当性について

諮問庁の述べる「今後同種の調査を実施する際に」の「同種の調査」の意味するところが不明確であるが、本件同様「職員（元職員）を対象にした調査」の意味であるなら、今後同種の調査を実施する際には、調査委員会の設置要綱に調査権限と調査対象者の調査協力義務等を明記すれば対応できる。

そもそも、公務員は現職時も退職後も公務員として服務しなければならないのであるから、本件と同種の調査には、当然協力しなければならない。

よって、「事実の正確な把握が困難になることから、将来の同種の事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれ」は生じず、条例第7条第7号には該当しない。本件を一般市民対象の任意調査と同一線上で解釈するべきではない。

(2) 調査対象者の回答内容について

ア 条例第7条第5号（任意提供情報）の該当性について

調査対象者の回答内容は、報告書の内容と照らし合わせて確認するには欠かせない資料である。県民に対する「説明責務」を全うするための重要な資料であり、条例第7条第5号における「通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を附することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められる情報」には該当しない。

さらに、調査対象者の氏名、署名、印影を非公開にしているのだから、回答内容を公開しても、直ちに支障が生じるとは考えられない。

イ 条例第7条第7号（事務執行情報）の該当性について

諮問庁の述べる「将来の同種の事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあり、」の「同種の事務」の意味するところが不明確であるが、本件を一般市民対象の任意調査と同一線上で解釈するべきではない。

そもそも、公務員は現職時も退職後も公務員として服務しなければならないのであるから、本件と同種の調査には、当然協力しなければならない。事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれにはつながらない。よって、条例第7条第7号には該当しない。

さらに、調査対象者の氏名、署名、印影を非公開にしているのだから、回答内容を公開しても、直ちに支障が生じるとは考えられない。

(3) 高浜町内の警備会社の名称について

高浜町内で、県が多数多額の発注をしている警備会社となれば、その名称はすでに多数の人に周知されているか、周知できる状態におかれている情報であり、条例第7条第2号（法人等事業情報）には該当しない。

そもそも県民が県の発注相手方を知ることが当然である。その名称を公開することが、権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると判断するならば、具体的にどのような事態であるのか、公開しない理由に示すべきである。

第4 実施機関の説明

実施機関が、弁明書および当審査会での説明聴取で述べている本件処分の理由は、要約すると次のとおりである。

1 調査対象者の現職について

(1) 条例第7条第1号（個人情報）の該当性について

調査票のうち、調査対象者の現職の項目には、調査対象者が調査時点で所属する個別の企業や団体の名称およびその企業等における役職名等が記載されており、これらは調査対象者の識別が可能な情報である。

なお、調査対象者には現に県職員である者も含まれ、同号ハにおいて、公務員の職務の遂行に係る情報であるときは、その職および氏名が非公開情報から除外されているが、本件調査は、実施機関において、高浜町元助役との関係・接点が想定される職員（退職者を含む。）から金品授受等の有無や県行政への要請の有無等を任意で調査したものであり、調査対象者は、実施機関の要請を受けて、自らが遂行する職務とは別に任意で回答したものであることから、職務の遂行に係る情報には該当しない。

(2) 条例第7条第7号（事務執行情報）の該当性について

本件調査は、実施機関が職員の服務に関する業務の範疇で実施したものであり、法令上の根拠がないことから、調査対象者には調査に協力する義務はない。

また、上記1（1）のとおり、調査対象者の現職の項目には調査対象者の識別が可能な情報が記載されていることから、その内容が公開された場合、今後同種の調査を実施する際に調査への協力が得られない、または得られたとしても十分な回答を得られないおそれがあり、事実の正確な把握が困難になることから、将来の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

2 調査対象者の回答内容について

(1) 条例第7条第5号（任意提供情報）の該当性について

本件調査は、調査対象者から了承を得た上で実施しており、調査要領では調査を拒否された場合の応対も想定していた。

また、対面調査を実施する際には、調査対象者に対して黙秘権の行使が可能であるとの説明のほか、対象者から質問があった場合、任意の調査であり、回答を公にしないとの説明を行った。

よって、調査対象者の回答内容は、実施機関の要請を受けて、公にしないことを条件として任意に回答したものであり、その内容が公開された場合、今後同種の調査を実施する際に、回答内容が公表される可能性があるとの認識の下、調査対象者から調査への協力が得られない、または得られたとしても十分な回答を得られないおそれがあり、当該条件を付することには十分な合理性が認められる。

(2) 条例第7条第7号（事務執行情報）の該当性について

本件調査は、高浜町元助役との関係・接点が想定される職員（退職者を含む。）から金品授受等の有無や県行政への要請の有無等を調査するものであり、調査対象者の回答内容は、自己や他の職員にとって不利益な内容が記載されていることも考えられる。

また、回答内容には、調査対象者の氏名等が容易に推測できる情報や当該調査対象者以外の氏名等の情報が含まれるものもあることから、その内容が公開された場合、上記2(1)のとおり、十分な回答を得られないおそれがあり、事実の正確な把握が困難になることから、将来の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

3 高浜町内の警備会社の名称について

当該警備会社は高浜町元助役が取締役を務めていた会社であることから、県からの発注状況に関する調査の対象となっており、その名称が公開された場合、高浜町元助役の問題に関連して県による調査の対象となった事実が一方的に公開されることにより、風評被害や社会的信用の失墜等、同社の社会的評価が損なわれるおそれがあることから、公にすることにより、同社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第7条第2号(法人等事業情報)に該当する。

第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人および実施機関の双方の主張を審査した結果、次のように判断する。

1 本件処分について

本件処分は、条例第7条第1号、同条第5号および同条第7号に掲げる非公開情報に該当することを理由に一部公開決定を行ったものである。

これに対して、審査請求人は、本件処分の非公開部分のうち、調査対象者の現職および回答内容ならびに高浜町内の警備会社の名称の公開を求めていることから、以下、当該部分に係る非公開情報の該当性について検討する。

2 調査対象者の現職について

(1) 条例第7条第1号の該当性について

条例第7条第1号は、個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものは、個人情報として公開しないと定めている。

調査対象者の現職の項目には、現に県職員である者については調査時点における所属名および役職名が、退職者については調査時点で所属する個別の企業や団体の名称およびその企業等における役職名等がそれぞれ記載されており、これらは本件処分において既に公開されている部分を含め、他の情報と照合することにより、調査対象者の識別が可能であると認められ、条例第7条第1号に該当する。

また、同号ただし書は、個人情報の例外として、当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職および氏名ならびに当該職務遂行の内容に係る部分について、非公開情報から除いている。

本件調査は、迅速な実施という観点から法令や職務命令に基づかない、調査委員会による任意調査の形式で行われ、現に県職員である者は、その地位に基づき所掌する事務ではなく任意で調査に応じたものであり、また、退職者は調査時点で既に公務員としての地位を有していなかったことから、その現職は、調査対象者にとってはいずれも同号ただし書ハの公務員等の職務遂行に係る情報には該当しない。

したがって、調査対象者の現職が条例第7条第1号に該当するとした実施機関の説明は妥当である。

(2) 条例第7条第7号の該当性について

条例第7条第7号は、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体または地方独立行政法人が行う事務または事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務または事業の性質上、当該事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものは、事務執行情報として公開しないと定めている。

上記2(1)のとおり、本件調査は法令等に基づかない任意調査の形式で行われ、調査対象者の現職の項目には調査対象者の識別が可能な情報が記載されていることから、その内容が公開された場合、今後同種の調査を実施する際に、回答を拒んだり十分な回答を控えたりするなど、調査対象者から調査への協力が得られなくなるおそれがあり、事実の正確な把握が困難になることから、将来同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、調査対象者の現職が条例第7条第7号に該当するとした実施機関の説明は妥当である。

3 調査対象者の回答内容について

(1) 条例第7条第5号の該当性について

条例第7条第5号は、個人または法人等が、実施機関の要請を受けて、公にしないことを条件として任意に提供した情報であって、個人または法人等における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるものは、任意提供情報として公開しないと定めている。

高浜町元助役からの金品授受等の有無や県行政への要請の有無等を調査するという本件調査の性格上、調査対象者の回答内容には、自己のほか、他の職員にとって不利益な内容が含まれる可能性も否定できない。

また、回答にあたり、調査対象者に対し、回答内容を公開する旨を明示していたという事情も認められない。

これらのことから、調査対象者の回答内容は、実施機関の要請を受けて、公にしないことを前提として任意に回答したものであると認められ、その内容が公開された場合、今後同種の調査を実施する際に、回答内容が公開される可能性があるとの認識の下、自らの不利益な情報が公開されることを危惧して、回答を拒んだり十分な回答を控えたりするなど、調査対象者から調査への協力を得られなくなるおそれがあり、公にしないことを前提として調査を行ったことには十分な合理性が認められる。

したがって、調査対象者の回答が条例第7条第5号に該当するとした実施機関の説明は妥当である。

(2) 条例第7条第7号の該当性について

上記3(1)のとおり、調査対象者の回答内容が公開された場合、今後同種の調査を実施する際に調査対象者から調査への協力を得られなくなるおそれがあり、事実の正確な把握が困難になることから、将来の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、調査対象者の回答が条例第7条第7号の非公開情報に該当するとした実施機関の説明は妥当である。

4 高浜町内の警備会社の名称について

条例第7条第2号は、法人その他の団体（県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体および地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものは、法人等事業情報として公開しないと定めている。

当該警備会社は高浜町元助役が取締役を務めていたことを理由に、県からの発注状況に関する調査の対象とされており、その名称が公開された場合、高浜町元助役の問題に関連して調査対象となった事実が一方的に公開されることにより、風評被害や社会的信用の失墜等、同社の社会的評価が損なわれるおそれがあることから、公にすることにより、同社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

なお、令和2年3月14日に電力事業者が設置した第三者委員会の調査報告書が公表され、当該報告書では同社の名称が記載されていることから、それ以降は同社の名称は推測可能な状態にあるものと認められる。しかしながら、実施機関が本件処分を行った令和元年12月23日時点では、新聞報道を含め同社の名称が記載されているものはほとんどなく、公にされていたとは言い難い。

したがって、高浜町内の警備会社の名称が条例第7条第2号に該当するとした実施機関の説明は妥当である。

5 まとめ

以上のことから、実施機関が行った決定は妥当であると判断し、冒頭の結論に至った。

第6 審査の経過

当審査会は、本件審査請求に係る諮問について、下記のとおり審査した。

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 2年 8月 31日	・ 諮問書の受理
令和 2年 10月 28日	・ 審議（第1回）
令和 2年 11月 27日	・ 実施機関からの説明聴取 ・ 審議（第2回）
令和 2年 12月 23日	・ 審議（第3回）
令和 3年 1月 29日	・ 審議（第4回）
令和 3年 2月 9日	・ 答申

福井県公文書公開審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	備 考
内 川 毅 彦	会 長
島 寄 正 行	
高 野 ますみ	
森 口 功 一	会長職務代理者
山 崎 祐美子	